

## 神奈川県認可外保育施設支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、子どもを安心して育てることができる環境整備を推進するため、認可外保育施設事業者が実施する保育の質の向上に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（令和3年1月22日厚生労働省発子0122第2号）別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」及び「令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分の国庫補助について」（令和3年7月7日厚生労働省発子0707第1号）別紙「令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分交付要綱」に定める以下の事業とし、当該事業に要する経費から寄付金その他の収入額を控除した額に対して交付するものとする。

- (1) 改修費等支援事業（別添1）
- (2) ICT化推進事業（別添2）
- (3) 安全対策事業（別添3）

### (補助対象施設)

第3条 補助対象施設は、認可外保育施設とする（政令市・中核市に所在する施設及び認可外の居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業は除く。）。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

### (補助対象経費・補助基準額)

第4条 補助対象経費及び補助基準額は別表に定めるとおりとする。

### (補助額の算出方法等)

第5条 第2条に規定する各補助事業の補助金の額は、前条の規定により算出した補助基準額と実際に支出した額とを比較して、いずれか少ない額に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。

- (2) 前項により算出した補助金の総額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 規則第3条第1項の規定による認可外保育施設支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、知事が別に定める日までとする。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、この限りではない。

2 規則第3条第2項第4項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) (元号) 年度認可外保育施設支援事業費補助金所要額調書(別紙1)
- (2) (元号) 年度認可外保育施設支援事業費補助金内訳書(別紙2)
- (3) 見積書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、法人の代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。)

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、速やかに知事の承

認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (7) 補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、（元号）年度認可外保育施設支援事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。

（変更交付申請・変更の承認）

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、認可外保育施設支援事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、認可外保育施設支援事業費補助変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

(補助金の概算払い)

第 11 条 知事は、必要があると認める場合においては、執行計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(状況報告)

第 12 条 規則第 10 条の規定に基づき、本事業の状況報告を求められた場合は、速やかに、認可外保育施設支援事業費補助金実施状況報告書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、認可外保育施設支援事業費補助金実績報告書（第 6 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日（第 8 条第 1 項第 2 号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日と比較し、いずれか早い日）までに行わなければならない。

- (1) (元号) 年度認可外保育施設支援事業費補助金実績報告書（別紙 3）
- (2) (元号) 年度認可外保育施設支援事業費補助金内訳書（別紙 4）
- (3) 領収書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助額の返還)

第 15 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、令和 年度保育所等事故防止推進事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(実施細目)

第 17 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。